



# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	産廃管理費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	39,338	0	0	14,342	0	24,996
令和6年度	19,725	0	0	12,610	0	7,115
増▲減	19,613	0	0	1,732	0	17,881

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	11,371	14,025	18,869	18,869	18,869
	市債+一般財源	-1,167	1,465	4,558	4,558	4,558
決算	事業費	8,314	20,600			
	市債+一般財源	1,524	13,334			

事業概要 (アクティビティ)	廃棄物処理法及び自動車リサイクル法に基づく許可申請に対する審査や処理業者等の指導、最終処分場の環境モニタリング等を行うことで産業廃棄物の適正処理を確保します。また、課内における共通経費を執行し、事務事業の効率化を図ります。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
不適正処理事案の拡大防止(結了件数/指導・処分件数)	単位	目標	100	100	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
産業廃棄物の適正処理の確保・生活環境の保全(優良産廃処理業者数)	単位	目標	30	30	30	30	30	30	30
	者	実績	28	27					

事業目的	法の定める要件に適合しているか審査を行い、適正な許可事務を行います。また、産業廃棄物処理業者等への指導、処分場のモニタリング等の実施により産業廃棄物の適正処理を進めるとともに不法投棄等不適正処理の未然防止を図ることで、生活環境の保全に寄与します。
------	---

背景・課題	廃棄物処理法において、都道府県(及び政令市)は「区域内における産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることに努めなければならない」(法第4条第3項)とされています。自動車リサイクル法においても同様です。このため、本市は、産業廃棄物の処理が適正になされるよう許可や届出に係る事務及び適正処理指導等を行い、もって生活環境の保全を図るといった法の目的を達成する必要があります。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則・横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、同規則・使用済自動車の再資源化等に関する法律
------------	---

根拠・データ等	令和6年3月31日現在 許可登録件数 ① 産業廃棄物処理業 383件 ② 自動車リサイクル法登録業 418件 ③ 自動車リサイクル法許可業 38件
---------	--

事業スケジュール	昭和46年度～ 廃棄物処理法に基づく許可事務、許可業者への適正処理指導等 平成3年度～ 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の規制強化(産業廃棄物処理業許可の更新制の導入、産業廃棄物処理施設の許可制度導入) 平成16年度～ 自動車リサイクル法に基づく許可事務、許可業者への適正処理指導等
事業開始年度	昭和46年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	共通経費		36,858	17,244	19,614
2	適正処理指導費		2,480	2,481	▲1	
細事業合計			39,338	19,725	19,613	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 屋代 正男	係長 入間田 浩子	藤村 綾
------------------------------------	-------------	--------------	------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	排出事業者指導費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	3,644	0	0	4	0	3,644
令和6年度	4,492	0	0	3	0	4,489
増▲減	▲848	0	0	1	0	▲849

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	4,717	4,456	3,512	3,512	3,512
	市債＋一般財源	4,716	4,454	3,509	3,509	3,509
決算	事業費	3,826	5,143			
	市債＋一般財源	3,824	5,121			

事業概要 (アクティビティ)	良好な生活環境を保全していくため、産業廃棄物の排出事業者に対して保管基準、処理基準、委託基準等の順守や廃棄物の資源化等を指導・啓発することにより、産業廃棄物の適正処理や3Rを進めます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
事業所立入検査件数	単位	目標	800	800	800	800	800	800
	件	実績	929	808				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
市内事業者への文書指導件数(指示書、報告徴収)	単位	目標	0	0	0	0	0	0
	件	実績	1	14				
事業目的	産業廃棄物を適正に処理する責任がある排出事業者への立入指導や届出指導、説明会の実施等により、適正処理及び3Rを推進することで、持続可能な循環型社会の構築を目指します。							
背景・課題	近年、日本における産業廃棄物の排出量は年間約4億トン前後で推移しており、最終処分場のひっ迫や不法投棄を始めとした不適正処理等が継続的な課題となっています。横浜市においても15万を超える事業所から年間約1千万トンもの産業廃棄物が発生しており、適正処理や3Rの推進が求められています。							
根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、ダイオキシン類対策特別措置法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例、横浜市生活環境の保全等に関する条例、神奈川県廃棄物処理計画							
根拠・データ等	産業廃棄物排出事業所登録データ、廃棄物処理法等に基づく報告(管理票交付等状況報告書、情報処理センター登録報告等)、立入指導実績等							
事業スケジュール	昭和46年度～ 排出事業者指導等 平成14年度～ 建設リサイクル法届出審査等							
事業開始年度	昭和46年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	排出事業者指導費	3,644	4,492	▲848	委託費の精査による減
細事業合計		3,644	4,492	▲848		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	大島 貴至	権田 優	平 健司

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	P C B 適正処理推進費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	34,474	0	0	25,781	0	8,693
令和6年度	40,516	0	0	30,972	0	9,544
増▲減	▲6,042	0	0	▲5,191	0	▲851

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	16,027	45,405	8,000	8,000	8,000
	市債＋一般財源	15,835	7,943	8,000	8,000	8,000
決算	事業費	21,577	23,410			
	市債＋一般財源	11,559	12,290			

事業概要 (アクティビティ)	事業者に対するP C B 廃棄物の適正かつ期間内処分の周知・指導を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
高濃度P C B 廃棄物に関する届出件数	単位	目標	適正処理指導	適正処理指導	適正処理指導	適正処理指導	適正処理指導	適正処理指導
	件	実績	221	108	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
高濃度P C B 廃棄物の保管事業者数	単位	目標	適正処理指導	適正処理指導	0	0	0	0
	者	実績	108	27	/	/	/	/
事業目的	市内で保管されている高濃度P C B 廃棄物の処理に関する手続が完了している。併せて、低濃度P C B 廃棄物の処理が進んでおり、国民の健康の保護及び生活環境の保全が図られている。							
背景・課題	<p>P C B (ポリ塩化ビフェニル) は、変圧器・コンデンサー・安定器などの電気機器等に広く使用されてきたが、人体への影響から昭和47年に製造が中止された。その後、長らく処理されてこなかったが、平成13年に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、国がP C B 廃棄物の処理計画を策定し、処理施設の整備や処理費用の助成などを行い、処理を推進している。</p> <p>P C B 廃棄物は濃度により、高濃度と低濃度に分類されており、高濃度P C B 廃棄物について、昨年度末に計画的処理完了期限を迎えた。国は、計画的処理完了期限をもって処理施設における受入れを中止し、それ以降は施設の解体・撤去を進めていく計画だったが、現在も暫定的に受入れが継続されている。新たに発見された場合には、法に基づく処理を指導するとともに、手続を行わない事業者に対しては、改善命令を発出し、命令に従わない場合には、行政代執行により処分する必要がある。また、低濃度P C B 廃棄物については処分期間が令和8年度末までであることから、事業者に対し、改めて、低濃度P C B 廃棄物となる電気機器等がないか調査を促すとともに、処分に向けた手続を説明するなど、処分期間内の処分を進める必要がある。</p>							
根拠法令・方針決裁等	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、横浜市ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正管理要綱							
根拠・データ等	<p>市内事業者のP C B 廃棄物処理状況</p> <p>○市内で処分した高濃度P C B 廃棄物 (令和5年度末現在)</p> <p>(1) 市役所以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変圧器・コンデンサー：9,476台</li> <li>・安定器・小型コンデンサー等：146,240台</li> </ul> <p>(2) 横浜市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変圧器・コンデンサー：365台</li> <li>・安定器・小型コンデンサー等：21,775台</li> </ul> <p>○市内で保管している低濃度P C B 廃棄物 (令和4年度末現在)</p> <p>(1) 市役所以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変圧器：307台</li> <li>・コンデンサー：544台</li> </ul> <p>(2) 横浜市役所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変圧器：92台</li> <li>・コンデンサー：4台</li> </ul>							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年度：P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行</li> <li>・平成16年度：拠点的広域処理施設操業開始</li> <li>・令和4年度：高濃度P C B 廃棄物処分期間終了</li> <li>・令和7年度：高濃度P C B 廃棄物処理施設 (J E S C O) 事業終了</li> <li>・令和8年度：低濃度P C B 廃棄物処分期間終了</li> </ul>							
事業開始年度	平成13年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
		1	市内処分	29,050	32,886
2	保管事業者指導等	5,424	7,630	▲2,206	広告料等の精査による減

	細事業合計	34,474	40,516	▲6,042	
--	-------	--------	--------	--------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	大島 貴至	倉田 賢志	伊藤 昂史

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	不適正処理監視・指導強化事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	20,606	0	0	105	0	20,501
令和6年度	20,131	0	0	103	0	20,028
増▲減	475	0	0	2	0	473

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	20,901	19,879	20,129	20,129	20,129
	市債＋一般財源	20,848	19,793	20,026	20,026	20,026
決算	事業費	17,286	20,369			
	市債＋一般財源	17,227	20,263			

事業概要 (アクティビティ)	事業系廃棄物の不適正処理に対し、迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して県警OB職員を中心とする専従機動班が収集事務所と連携して監視・指導を実施します。						
-------------------	---	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
総現場数	単位	目標	50	50	50	50	50	50	50
	件	実績	132	141					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
解決現場数	単位	目標	20	20	20	20	20	20	20
	件	実績	43	41					

事業目的	本事業は、事業系廃棄物の不適正処理（不法投棄や過剰保管など）を防止するために、18区の収集事務所と県警OBを中心とした専従機動班が連携して、監視・指導体制を強化し、事案の迅速かつ厳正な対応と拡大防止を図り、市民の良好な生活環境の保全を確保することを目的としています。
------	---

背景・課題	不適正処理が行われていないか日常的にパトロールを実施し、事業系廃棄物の不法投棄・不適正処理の防止に繋がります。また、市民から寄せられる事業系廃棄物の不適正処理に関する通報に対して、初動調査や適切な指導・継続監視を行うことで、不法投棄や不適正処理の防止及び是正に繋がります。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
------------	------------------

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の不適正処理等に関する苦情通報件数の推移 令和3年度67件、令和4年度70件、令和5年度74件</li> <li>指導現場への立入調査件数 令和3年度277件、令和4年度256件、令和5年度293件</li> <li>監視指導パトロール件数 令和3年度319件、令和4年度196件、令和5年度118件</li> </ul>
---------	---

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度：事業開始</li> <li>平成17年度：県警OBを含む専従機動班設置</li> </ul>
事業開始年度	平成15年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	不適正処理監視・指導強化事業		20,606	20,131	475
細事業合計			20,606	20,131	475	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 屋代 正男	係長 唐沢 孝二	中司 智浩
------------------------------------	-------------	-------------	-------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	南本牧廃棄物最終処分場埋立事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	144,208	0	0	514,004	0	-369,796
令和6年度	146,962	0	0	514,004	0	-367,042
増▲減	▲2,754	0	0	0	0	▲2,754

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	141,408	143,511	144,208	144,208	144,208
	市債+一般財源	-372,597	-370,493	-369,796	-369,796	-369,796
決算	事業費	141,569	139,583			
	市債+一般財源	24,502	25,262			

事業概要 (アクティビティ)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場において、公共事業や市内中小企業から発生する産業廃棄物の受入れを行い、効率的な埋立処分や排水処理施設の適正な維持管理等、最終処分場の円滑な運営を行います。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
将来にわたるごみの安定的な埋立処分施設の適正な維持管理	単位	目標	実施						
	一	実績	達成	達成					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
ごみの安定的な埋立処分	単位	目標	実施						
	一	実績	達成	達成					

事業目的	市内の民間処分場の残容量と新規設置の困難性を考慮し、市内中小企業等から排出される産業廃棄物の受け入れを行うことで、産業廃棄物の適正処理を推進します。
------	--

背景・課題	市内の民間産業廃棄物最終処分場（1か所のみ）は受入容量が限られており、新規処分場の設置計画もないことから、市内中小企業が産業廃棄物の搬入先に苦慮している。
-------	---

根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律
------------	------------------

根拠・データ等	廃棄物処理施設維持管理記録票 <産業廃棄物の埋立量> 令和2年度：10,219t 令和3年度：7,895t 令和4年度：8,773t 令和5年度：8,401t 令和6年度：8,401t（予定）
---------	--

事業スケジュール	【第2ブロック最終処分場】 平成5年度：埋立開始、平成29年度：埋立終了 【第5ブロック最終処分場】 平成29年度：埋立開始
----------	---

事業開始年度	平成5年度
--------	-------

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引（増減）	増減説明
細事業（事業内訳）	1 南本牧廃棄物最終処分場埋立事業	144,208	146,962	▲2,754	借換債利子の減
	細事業合計	144,208	146,962	▲2,754	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 屋代 正男	係長 入間田 浩子	藤村 綾
------------------------------------	----------	-----------	------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	処分地管理課			新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	6			
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	南本牧最終処分場産業廃棄物関係事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	2,246	0	0	2,246	0	0
令和6年度	1,460	0	0	1,460	0	0
増▲減	786	0	0	786	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	2,246	2,246
	市債+一般財源	0	0
決算	事業費	0	0
	市債+一般財源	0	0

令和8年度	令和9年度	令和10年度
2,246	2,246	2,246
0	0	0

事業概要 (アクティビティ)	南本牧最終処分場の排水処理施設等の維持管理を適切に行うとともに、必要に応じた施設の補修を実施し、処分場周辺の環境を保全する。							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設の安定稼働に必要な補修	単位	目標	実施						
	—	実績	未実施	未実施					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
施設の安定稼働	単位	目標	安定稼働						
	—	実績	達成	達成					

事業目的	南本牧最終処分場の維持管理を適切に行い、周辺環境の保全、施設の安全・安定稼働及び長寿命化を目的とする。
------	---

背景・課題	南本牧最終処分場は、横浜市で稼働する唯一の一般廃棄物最終処分場であり、埋立や雨水による水位上昇を防ぐために排水処理施設を併設している。処分場の周辺環境に影響を与えないようにするためには定期的に補修する必要がある。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例
------------	---

根拠・データ等	<p>&lt;根拠とするデータ等&gt;                      廃棄物処理施設維持管理記録票</p> <p>&lt;施設の概要&gt;                      南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場：(所在地) 中区南本牧4番地先公有水面、(面積) 164,000㎡、(開設時期) H29.10                      南本牧廃棄物最終処分場：(所在地) 中区南本牧4番地、(面積) 210,000㎡、(開設時期) H5.11、(その他) H30.3埋立完了</p>
---------	---

事業スケジュール	<p>&lt;令和3年度実績&gt;南本牧排水処理設備改修工事                      &lt;令和4年度実績&gt;未実施 ※工事時期見直しにより未実施                      &lt;令和5年度実績&gt;未実施 ※工事時期見直しにより未実施                      &lt;令和6年度見込&gt;南本牧排水処理設備改修工事                      &lt;令和7年度見込&gt;南本牧排水処理設備改修工事</p>
----------	---

事業開始年度	平成12年度
--------	--------

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
1	南本牧排水処理設備等改修工事	2,246	1,460	786	補修箇所を増
細事業合計		2,246	1,460	786	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 秋山 高広	係長 石井 雅丈	道村 優一郎
------------------------------------	-------------	-------------	--------

# 令和7年度 事業計画書

事業局課	資源循環局	事業系廃棄物対策課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7					
歳出予算科目	一般会計	10	款	2	項	4	目	政策番号	19	施策番号	99
事業名称	戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	107,599	0	0	34,751	0	72,848
令和6年度	107,599	0	0	34,751	0	72,848
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	112,900	120,717	107,599	107,599	107,599
	市債＋一般財源	112,900	95,317	72,848	72,848	72,848
決算	事業費	106,335	99,149			
	市債＋一般財源	106,213	67,486			

事業概要 (アクティビティ)	戸塚区品濃町最終処分場（以下「処分場」という。）では、産業廃棄物処分業者が許可容量を大きく超える産業廃棄物の処分を行ったことにより、生活環境の保全上の支障のおそれが生じています。そのため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8に基づき、行政代執行を進めます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
最終処分場	単位	目標	適切な維持管理	適切な維持管理	適切な維持管理	適切な維持管理	適切な維持管理	適切な維持管理
	—	実績	実施	実施				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
周辺河川の水質保全	単位	目標	維持	維持	維持	維持	維持	維持
	—	実績	達成	達成				
事業目的	地下水汚染拡散の抑制及び浸出液並びに猪久保トンネル排水の浄化のため、処分場内外に設置されている井戸で汚水くみ上げ等の適切な維持管理を行います。 なお、くみ上げた汚水は、浸出水処理設備で浄化し、下水道に放流します。							
背景・課題	処分場では、遮水が一部不十分であるため、浸出液が周辺地下水へ漏出しています。そのため、地下水汚染が拡散するおそれがあり、生活環境の保全上の支障のおそれが生じています。							
根拠法令・方針決裁等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（令和5年3月31日失効）							
根拠・データ等	平成17年 行政代執行の方針を決定 平成20年 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業の環境大臣同意取得 平成25年 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業の環境大臣変更同意（1回目） 平成30年 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業の環境大臣変更同意（2回目） 戸塚区品濃町最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画書							
事業スケジュール	平成20年度 事業開始 平成20年度～平成26年度 擁壁設置工、廃棄物整形工、汚水対策工の実施 平成21年度～平成24年度 廃棄物処分の実施 平成30年度 ほう素処理対策の導入 平成20年度～ 施設運転管理・モニタリングの実施							
事業開始年度	平成20年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	戸塚区品濃町最終処分場特定支障除去等維持事業		107,599	107,599	0
	細事業合計		107,599	107,599	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 田島 禎之	係長 田中 淳一	小澤 宏樹
------------------------------------	-------------	-------------	-------